

基本目標	重点目標	施策の方向	具体的な施策	主管課	ページ数	備考
I 男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり						
I 1 あらゆる分野における男女平等意識の浸透						
I	1	1 家庭・地域における固定的性別分担役割分担意識の解消				
I	1	1	(1) 家庭内における男女平等意識の醸成を図ります。	企画課	11	
I	1	1	(2) 男女がともに家事・育児・介護を学ぶ機会の提供と参加を促進します。	高齢福祉課	11	
I	1	1		市民生活課	11	
I	1	2 職場における固定的性別分担意識の解消				
I	1	2	(1) 事業所等に対し、広報誌等による周知・啓発に努めます	地域振興課	11	
I 2 保育園・幼稚園・学校における男女平等意識の啓発						
I	2	1 男女平等意識に基づく指導				
I	2	1	(1) 学習指導要領に沿って男女平等意識を育む教育を行います。	学校教育課	13	
I	2	2 教育関係者への意識啓発				
I	2	2	(1) 保育士、教育関係者への男女平等教育に関する研修会への参加を促進します。	学校教育課	13	
I	2	2		子ども若者課	13	
I 3 あらゆる暴力の根絶						
I	3	1 あらゆる暴力を許さない意識づくり				
I	3	1	(1) 様々な暴力を防止するための啓発と予防教育を推進します	子ども若者課	15	
I	3	1	(2) 適切な相談機関の情報提供に努めます	子ども若者課	15	
I	3	1	(3) 関係機関、関係者との連携を図ります連携を図ります	社会福祉課	15	
I	3	1		市民生活課	15	
I 4 生涯を通した心身の健康づくりへの支援						
I	4	1 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての知識の普及				
I	4	1	(1) 性に関する正しい認識と理解を児童・生徒の発達段階に応じ適切な指導を行います。	学校教育課	17	
I	4	1	(2) 不妊に悩む男女に対する情報提供と支援の充実に努めます。	市民生活課	17	
I	4	2 生涯を通し健康の保持・増進の推進				
I	4	2	(1) 生涯を通した男女の健康増進を促進します。	社会教育課	17	
I	4	2	(2) 各種健康診査や検診を受けやすい体制整備を促進し、健康保持を支援します	市民生活課	17	
II 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる環境づくり						
II 1 働く場における男女共同参画の推進						
II	1	1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保				
II	1	1	(1) そ男女雇用機会均等法において、雇用管理における性別を理由とする差別の禁止等の周知に努めます	総務課	21	
II	1	1		地域振興課	21	
II	1	1	(2) 職場におけるハラスメントの防止に向けた研修や啓発に努めます	総務課	21	
II	1	1		地域振興課	21	
II	1	1	(3) ハッピー・パートナー企業登録に向けた周知啓発を行います	企画課	21	
II	1	2 個人の能力が発揮できる就業環境に向けた支援				
II	1	1	(1) 働きやすい企業や業界に関する情報を収集し、情報提供に努めます	地域振興課	21	
II	1	1	(2) 性別によることなく、個人の能力に応じて起業、就職、再就職が目指せるように支援します	地域振興課	21	

基本 目標	重点 目標	施策 の 方向	具体的な施策	主管課	ページ数	備考
II	2	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進				
II	2	1 仕事と生活の調和に向けた意識啓発				
II	2	1	それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択 (1) できる就業環境整備に向け、各種制度の周知・啓発に努めます	総務課	23	
II	2	1		地域振興課	23	
II	2	1	(2) 育児・介護休業等の取得しやすい職場環境づくりに向けた啓発に努めます。	総務課	23	
II	2	1		地域振興課	23	
II	2	2 多様なライフスタイルに対応するための支援				
II	2	2	(1) 放課後児童クラブ等、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所の確保に努めます。	子ども若者課	23	
II	2	2	(2) 在宅サービス、施設サービスなど介護サービスの充実を図ります	高齢福祉課	23	
II	3	3 男性にとつての男女共同参画				
II	3	1 男性が抱える困難への対応				
II	3	1	(1) 誰もが相談しやすい相談体制の充実に努めます	社会福祉課	25	
II	3	1		市民生活課	25	
II	3	2 男性の家事・育児・介護等への参画の促進				
II	3	2	(1) 男性の働き方を見直せるように事業所への意識啓発を行います	地域振興課	25	
II	3	2	(2) 男性が家事・育児・介護を学ぶ機会の提供と参加を促進します	市民生活課	25	
II	3	2		子ども若者課	25	
II	3	2		高齢福祉課	25	
II	4	4 高齢者・障がい者が安心して暮らせるしくみづくり				
II	4	1 高齢者・障がい者の社会参画支援				
II	4	1	(1) 老人クラブ等の事業を通じ、高齢者の自主的な活動を支援します。	高齢福祉課	27	
II	4	1	(2) 障がい者が地域で生きがいをもって暮らしやすい仕組みを整備します	社会福祉課	27	
II	4	2 高齢者・障がい者が安心して暮らせるしくみづくり				
II	4	2	(1) 高齢者・障がい者の生活を包括的に支援します。	社会福祉課	27	
II	4	2		高齢福祉課	27	
II	4	2	(2) 介護負担を軽減するサービスの充実や人材育成等生活支援体制を整備します	高齢福祉課	27	
II	5	5 困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備				
II	5	1 生活困窮者への自立支援				
II	5	1	(1) 生活困窮者への総合的な支援を行います。	社会福祉課	29	
II	5	2 ひとり親家庭への支援				
II	5	2	(1) ひとり親家庭への総合的な支援を行います。	子ども若者課	29	
II	6	6 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築				
II	6	1 様々な視点に配慮した防災体制構築				
II	6	1	防災計画や災害対応マニュアル等市の防災対策に女性や要配慮者等の視点を取り入れます。	防災管財課	31	
II	6	1	災害時の避難所運営等、様々な場面において、男女共同参画の視点に配慮した対応となるよう、市民を対象とした研修会を開催します。	防災管財課	31	
II	7	7 国際理解の促進と在在外国人のまちづくりへの参加促進				

基本目標	重点目標	施策の方向	具体的な施策	主管課	ページ数	備考
II	7	1	1 国際理解への取組			
II	7	1	(1) 異文化に触れ合う機会を提供し、国外への興味関心を促します。	学校教育課	33	
II	7	1		社会教育課	33	
II	7		2 在住外国人への支援			
II	7	2	(1) ボランティア、市民活動団体と連携した相談体制づくりや支援を行います。	市民生活課	33	
II	7	2	(2) 医療・福祉における多様な言語での受け入れ態勢の整備を推進します	市民生活課	33	
III 女性の活躍できる社会づくり						
III	1 あらゆる政策・方針決定の場への女性参画の促進					
III	1	1	1 各種附属機関・懇談会・団体等における女性の積極的な登用			
III	1	1	(1) 市の附属機関・懇談会等における女性の登用を積極的に取り組みます	全課	37	
III	1	1	(2) 市の附属機関・懇談会等における女性の登用割合を定期的に調査します	企画課	37	
III	1	1	(3) 市女性職員の育成・係長以上への役職の登用を推進します	総務課	37	
III	1		2 地域の活動団体における女性参画の促進			
III	1	2	(1) 女性の参画を促進する団体、グループ、NPO等を支援し、地域の活動団体への女性の参画を促進します。	全課	37	
III	2 農業や商工業等自営業の男女共同参画の推進					
III	2		1 農業における女性の経営参画の促進			
III	2	1	(1) 家族経営協定の締結を促進します	農業政策課	38	
III	2	1		農業委員会事務局	38	
III	2	1	(2) 女性が力をつけ能力が十分に発揮できるように、生産や経営管理の知識・技術を習得するための研修機会の提供を推進します	農業政策課	38	
III	2		2 商工業等自営業における女性の経営参画の促進			
III	2	2	(1) 家族経営における適正な労働時間や休日の確保等、就業条件の整備について普及・啓発を図ります	地域振興課	38	
III	2	2	(2) 女性の参画を促進するため、経営に関して必要な技術や知識の習得のための研修機会の提供を推進します	地域振興課	38	